様式第1号(第4条関係)

申請書記載例

受付番号

新地町文化交流センター使用許可申請書

新地町長 様

(7979-2792)

住 所 新地町谷地小屋字樋掛田30

申請者 氏 名 新地クラブ 代表 新地太郎 (名称及び代表者名)

電 話 0244(62)2111

責任者 氏名 新地花子 電話 090(1111)1111

次のとおり使用したいので、新地町文化交流センター設置条例施行規則第4条第1項の規定により申請します。

なお、使用許可を受けた際は、使用に関する許可条件及び使用上の注意を遵守いたします。												
使用目的	演奏会						② 使用を (主たる)	☑ 町内者 □町外者				
3使用日時	令和	2年7月19日	日(日曜日)	日曜日) 年前・午後9時00分から 年前・午後11時00分まで								
開催時間 及び人員	1回目	【入場】9	時30分 【	[開演] 1 O 時 C	00分 【終演】10時30分 【人員】100人							
	2回目	【入場】	時 分	【開演】 時	分	【終	演】 時	分	【人員】 人			
入場料の有無	<u>(5)</u>	無 🖢 有	入	場料	大	人 5,	, 000円	· 小人 2	2,500円			
営利目的の有無		無 🖢 有	☑物品等の	類の掲示等 口その他()								
⑥ 使用場所 及び設備	区 分		使用時間		人数 (人)	時間 数	基本料金 単価	冷暖房 単価	使用料			
	多目的扩	iール	9:00~	11:00	100	2		基本料の3/10				
	設備	照明設備	☑使用有	口使用無			1,520/回					
		音響設備	☑使用有	口使用無			5,670/回					
		映像設備	□使用有	☑使用無			1,290/回					
		舞台設備	□使用有	口使用無			4,300/回					
	スタジオ1		:	~ :								
	設備	音響設備	□使用有	口使用無			440/回					
		楽器(ドラム等)	□使用有	口使用無			300/回					
× ∪ α× μη	スタジオ2		:	~ :								
	設備	音響設備	□使用有	口使用無			440/回					
		楽器(ピアノ)	□使用有	□使用無			400/回					
	会議室1		9:00~	10:00	20	1						
	設備	映像設備	☑使用有	口使用無			250/回					
	会議室2		:	~ :								
	ラウンジ		:	~ :								
	屋外展示交流広場		:	~ :								
			:	~ :								
減免申請及び 合計使用料	【施設使	用料】	円 ・【減免】条例施行規則 第6条 第			第	号	% 小計	円			
	【設備使	用料】	円 · 【減免】条例施行規則 第			全第	号	% 小計	円			
	【減免事由】						<u>合</u>	計	円			
特別設備内容						使用条件 及びその他 使用条件等については、許可書裏面を ご覧ください。						

- 備考 1. 使用時間は、準備から原状回復までを含むものとし、その時間が1時間に満たない場合は、これを1時間とする。
 - 2. 町民以外の者及び町民以外の者が主たる構成員となっている団体等が使用する場合の使用料は、基本使用料の2分の1に相当する額を 加算した額とする。
 - 3. 午前9時前及び午後9時後の使用料は、1時間につき、基本使用料の4分の1を加算する。

	課長	センター長	係 長	係員	受付者
決 裁					
//\ 2×					

申請書記載上の注意事項

申請書には、申請年月日、申請者情報等、及び赤太枠内に使用条件等を記載 してください。

①申請受付期間

(1)イベント、会議等の場合

多目的ホール:12ヶ月前から1ヶ月前まで

スタジオ等:6ヶ月前から当日まで

(2) 文化活動団体の練習等

全施設:3ヶ月前から当日まで

②使用者区分

町内者、町外者で使用料金が変わります。特にバンドなどの任意団体の場合 には、主たる構成員が町内者か町外者を団体員名簿等により確認します。

③使用日時

準備から片付けまでを含めた時間を記載する。 使用時間は10分単位で使用できます。ただし、使用料金は1時間単位とな ります。

④主催・共催・後援団体名

主催、共催または後援がある場合、その団体名を記載してください。

⑤入場料、営利目的の有無

入場料徴収の有無、営利目的の有無により使用料金が変わります。

⑥使用場所及び設備

- (1)使用料は、大きく分けて施設使用料と設備使用料の2つに区分される。
 - ア. 施設使用料=使用時間数×(基本料単価+冷暖房料単価)
 - イ. 設備使用料=1回の使用につき設備使用料単価
- (2) それぞれの単価は、町内・町外の区分や営利目的の有無等によって変 わるので、使用料一覧表を参考にしてください。
- (3)使用料の納入期限

多目的ホール:使用日の7日前まで(納入されない場合は取消) スタジオ等:使用日当日まで